

第4章

関係法令

4. 1 労働安全衛生法

第21条 事業者は、掘削、碎石、荷役、伐木、等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するために使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第20条から第25条まで、. . . . 第42条、以下省略

4. 2 労働安全衛生法施行令

第13条

3 法第42条の政令で定める機械等は次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

（省略）

二十八 安全带

（以下省略）

4. 3 労働安全衛生規則

第518条 事業者は高さが2メートル以上の個所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第519条 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある個所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが困難なとき又は作業の必要上臨時に取り外すときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防

止するための措置を講じなければならない。

第521条 事業者は、高さが2メートル以上の個所で作業を行う場合において、労働者に安全帯を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2 事業者は労働者に安全帯を使用させるときは、安全帯等及び取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

第524条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第526条 事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる個所で作業を行うときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降する設備を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文により安全に昇降するための設備が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

第529条 事業者は、建築物、橋梁、足場等の組立又は変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く。）を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業を指揮する者を指名して、その者に直接指揮させること。
- 二 あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

4. 4 安全帯の構造規格

労働安全衛生法に基づく厚生労働省告示（平成14年2月25日 厚生労働省告示第38号）

（定義）

第1条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ベルト 身体に着用する帯状の部品をいう。
- 二 ランヤード ベルトと親綱その他の取付設備等（安全帯を安全に取り付けるための設備等をいう。以下この条及び第七条第一項において同じ。）とを接続するためのロープ又はストラップ（以下「ランヤードのロープ等」という。）、フック等からなる器具をいう。
- 三 フック ランヤードのロープ等と取付設備等又は環とを接続するための鉤形の器具をいう。
- 四 カラビナ ランヤードのロープ等と取付設備等又は環とを接続するための環状の器具をいう。
- 五 環 ベルトとランヤードとを接続するための器具及びランヤードを取付設備等に回し掛ける方法により安全帯を使用するときに、当該ランヤードのフック又はカラビナを当該ランヤードに接続するための器具をいう。
- 六 ショックアブソーバ 墜落を防止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。

- 七 巻取り器 ランヤードのロープ等を巻き取るための器具をいう。
- 八 グリップ ランヤードのロープ等と親綱とを接続するための器具をいう。
- 九 伸縮調節器 ランヤードのロープ等の長さを調節するためにランヤードのロープ等に
取り付けられる器具をいう。

(構造)

第2条 胴ベルト型安全帯は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 墜落を防止するときに、安全帯を着用した者（以下この条及び第5条において「着用者」という。）
の胴部がベルトにより支持される構造であること。
 - 二 ベルトは、着用者に適合させることができること。
 - 三 ランヤードを接続したものであること。
 - 四 一本つり状態でのみ使用する構造のものにあつては、U字つり状態では使用することができない構造であること。
 - 五 U字つり状態でのみ使用する構造のものにあつては、一本つり状態では使用することができない構造であること。
 - 六 U字つり状態で使用することができるものにあつては、着用者の腹部の両側の位置でランヤードが接続されるように環が取り付けられた補助のベルト（第5条において「補助ベルト」という。）を有すること。
 - 七 U字つり状態で使用することができるもののランヤードは、次の構造であること。
 - イ 伸縮調節器を有すること。
 - ロ ランヤードのロープ等は、伸縮調節器を通し、一端にはフック又はカラビナを有し、他端にはランヤードのロープ等が伸縮調節器から抜けられないための措置が講じられていること。
 - 八 U字つり状態で使用することができるもののランヤードで両端にフック又はカラビナを有するものにおける伸縮調節器は、着用者の墜落を防止するための措置が講じられていること。
- 2 ハーネス型安全帯は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。
- 一 墜落を防止するときに、着用者の身体が荷重を肩、腿等複数箇所において支持するベルト（以下「ハーネス」という。）により支持される構造であること。
 - 二 ハーネスは、着用者に適合させることができること。
 - 三 ランヤードを接続したものであること。
 - 四 墜落を防止するときに荷重が掛かるバックルは、正しい方法でのみ結合できること。
 - 五 墜落を防止するときに荷重が掛かる複数のバックルが複数の方法で結合できる場合は、いずれの結合方法においても必要な機能が阻害されない構造であること。
 - 六 墜落を防止するときに着用者の身体を支持する箇所に肩及び腿を含むものにあつては、ランヤードを接続する環の位置は、着用者がつり下がったときに着用者の頭頂部と臀部とを結ぶ線とランヤードとのなす角度が頭頂部を上方として30度を超えない位置であること。

(部品の強度)

第3条 安全帯の部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める強度を有するものでなければならない。

(材料)

第4条 前条の表の上欄に掲げる安全帯の部品の材料は、当該部品が通常の使用状態において想定される機械的、熱的及び化学的作用を受けた場合において同表の下欄の強度を有するよう選定されたものでなければならない。

(部品の形状等)

第5条 安全帯の部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める形状等のものでなければならない。

(部品の接続)

第6条 安全帯の部品の接続は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める接続方法によらなければならない。

(耐衝撃性等)

第7条 安全帯（U字つり状態でのみ使用する構造の安全帯を除く。次項及び第三項において同じ。）は、落下試験(安全帯を取付設備等に取り付けた状態と同様の状態にし、かつ、質量が85キログラムのトルソー（胴ベルト型安全帯の落下試験にあつては、トルソー又は砂のう。以下この項において同じ。）に安全帯を装着して、当該トルソーを当該安全帯のランヤードの最大の長さに対応する距離から自由落下させる試験をいう。以下この条において同じ。）を行った場合にトルソーを保持するもので、かつ、グリップ、フック又はカラビナに掛かる衝撃荷重が8.0キロニュートン以下のものでなければならない。

2 安全帯のグリップは、落下試験を行った場合に、その落下試験により滑った距離が30ミリメートル以下のものでなければならない。

3 ショックアブソーバを有する安全帯は、落下試験を行った場合に、その伸びが650ミリメートル以下のものでなければならない。

4 ハーネス型安全帯は、落下試験を行った場合に、トルソーの中心線とランヤードとのなす角度がトルソーの頸部を上方として30度を超えないものでなければならない。

5 落下試験に用いるトルソーは、次の各号に定めるところに適合するものとする。

- 一 硬質プラスチック、金属又はこれらの組合せから成ること。
- 二 次の図に定める形状及び寸法であること。

(表示)

第8条 安全帯は、見やすい箇所に安全帯の種類、製造者名及び製造年月が表示されているものでなければならない。

2 ランヤードを取り外すことができる安全帯は、ベルトの見やすい箇所に接続されるランヤードの種類が表示されているものでなければならない。

- 3 グリップは、見やすい箇所に当該グリップを取り付けることができる親綱の直径及び種類並びに取り付ける場合の上下方向が表示されているものでなければならない。

(特殊な構造の安全帯)

第9条 特殊な構造の安全帯で厚生労働省労働基準局長が第二条から前条までの規定に適合するものと同等以上の性能又は効力を有すると認めたものについては、この告示の関係規定は、適用しない。

参 考 資 料

1. 墜落防止用機器について
2. 墜落防止用機器の点検方法と廃棄基準
3. 「墜落災害防止のためのハーネス型安全帯」の使用に関する実態調査（抜粋）

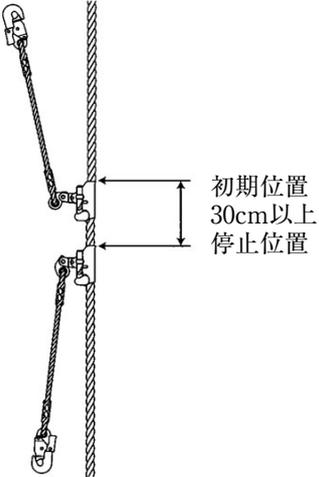
2. 墜落防止用機器の点検方法と廃棄基準

安全に使用するため、始業前に必ず下表の項目について点検すること。

点検で廃棄基準に該当する場合は、使用せずに新品に取り替えること。

部 品 名	点 検 項 目	廃 棄 基 準
親網・子網	・ 損傷の有無	・ ロープヤーンが7本以上切断しているもの。 
	・ 摩耗の有無	・ 著しく摩耗しているもの。
	・ 型崩れの有無	・ 型崩れ（振れてコブ状）が発生しているもの。
	・ さつま編みの緩みや抜け	・ さつま編みに緩みの発生しているものや抜けているもの。 
	・ 薬品・塗料の付着	・ 薬品が付着したものや、塗料が付着して硬化したもの。 
	・ シンプルの変形等	・ シンプルに変形があるものや脱落しているもの。 
緊張器	・ 伸縮機能の良否	・ 伸縮機能が困難なもの。 ・ ばねが破損しているものや脱落しているもの。 ・ 作動の悪いもの。
	・ ばねの折損の有無	・ 折損または脱落して把持できないもの。
	・ 押爪の摩滅の有無	・ 押爪先端の凹凸が1 / 2以上減っているもの。
	・ 錆の有無	・ 全体に錆が発生しているもの。
	・ 変形の有無	・ 目視で判断できる変形があるもの。
	・ 傷の有無	・ 深さ1mm以上の傷があるもの。微細な亀裂があるもの。
	・ リベットの摩滅やガタツキ	・ リベットの頭部やカシメ部が摩滅しているもの（1 / 2程度）。 ・ リベットにガタツキがあるもの。
フック金具	・ 機能の異状の有無	・ 安全装置や外れ止め装置が確実に作動しないもの。 ・ ばねが損傷したものや、脱落したもの。
	・ 変形の有無	・ 目視で判断できる変形があるもの。
	・ 傷の有無	・ 深さ1mm以上の傷があるもの。微細な亀裂があるもの。
	・ 錆の有無	・ 全体的に錆が発生しているもの。
	(カラビナ) ・ 腐食の有無	・ 白錆（腐食）が発生しているもの。

部 品 名	点 検 項 目	廃 棄 基 準
	・リベットの摩滅やガタツキ	・リベットの頭部やカシメ部が摩滅しているもの（1 / 2程度）。・リベットにガタツキがあるもの。
安全ブロック	・ロック機能の良否	・ロック機能が正常に働かないもの。
	・ストラップの巻き込み繰り出しの良否	・スムーズにストラップが巻き込み・繰り出ししないもの。
	・本体の割れや変形	・本体に3 mm以上の割れがあるものや目視で判断できる変形があるもの。
	・ストラップの損傷の有無	・損傷・焼損・擦り切れなどで芯材が露出しているもの。
	・ストラップの薬品や塗料の付着の有無	・薬品が付着したものや、塗料が付着して硬化しているもの。
	・ストラップの変形の有無	・全長にわたり、振れたり変形し波打っているもの。 
	・縫製糸の切断の有無	・縫製糸が1か所以上切断しているもの。
伸縮調節器	・伸縮機能の良否	・伸縮機能が困難なもの。
	・ばねが破損しているものや脱落しているもの。	・作動の悪いもの。
	・ばねの折損の有無	・折損または脱落して把持できないもの。
	・押爪の摩滅の有無	・押爪先端の凹凸が1 / 2以上減っているもの。
伸縮調節器 カラビナ リング類 { 3穴環 8字環 4穴リング }	・錆の有無	・全体に錆が発生しているもの。
	・変形の有無	・目視で判断できる変形があるもの。
	・傷の有無	・深さ1 mm以上の傷があるもの。微細な亀裂があるもの。
	・リベットの摩滅やガタツキ	・リベットの頭部やカシメ部が摩滅しているもの（1 / 2程度）。・リベットにガタツキがあるもの。
操作棒	・本体の割れの有無	・割れが発生しているもの。
	・伸縮機能の良否	・伸縮ができないもの。
パイロットライン	・ラインの変形・損傷の有無	
スライド	・垂直親綱への取付の良否	・ばねの損傷等により垂直親綱に取り付けできないもの。
	・変形・損傷の有無	・作動が不完全なもの。（安全装置・ロック装置が完全に閉まらないもの） ・目視で判断できる変形があるもの。

部 品 名	点 検 項 目	廃 棄 基 準
	<p>・ 停止機能の確認</p>	<p>・ フックを持ち上げて、自由落下させ、停止するまでの距離が30cm以上になったもの。</p>  <p>・ フックを下方へ引いた時、停止しないもの。</p>

3. 「墜落災害防止のためのハーネス型安全帯」の使用に関する実態調査（抜粋）

※ 本集計結果は、建設業労働災害防止協会が「ハーネス型安全帯の使用等」を調査するため建設労務安全研究会に委託し、その結果報告書より抜粋したものである。

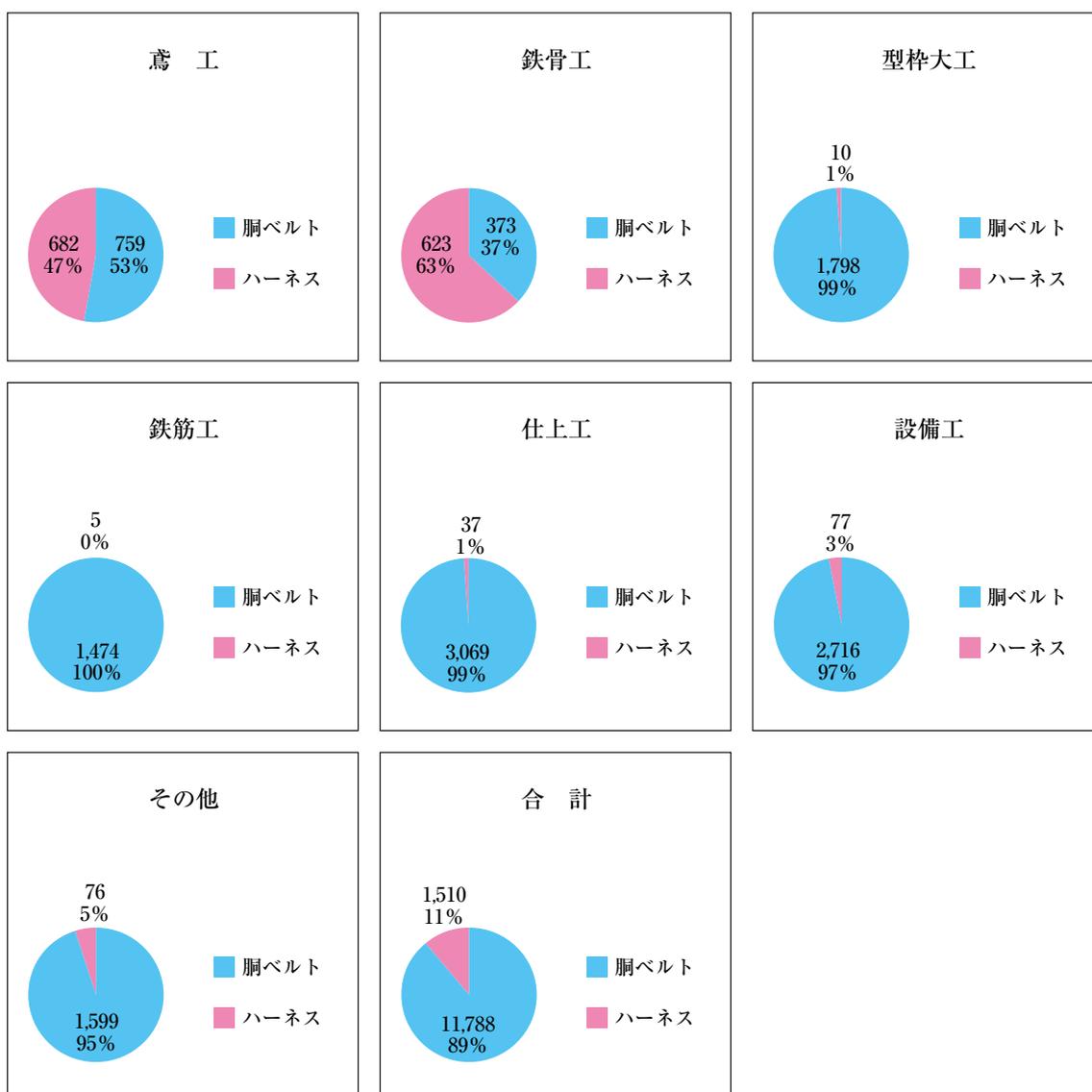
3.1 「総合工事業者 作業所長用」

アンケートの回答率

送付会社数（34社×5作業所）	170件
回答数	165件
回答率	97.1%

（※問1のみ作業員が回答 回答率100%
問2からは作業所長165件で回答
複数回答があり、合計が165より多い場合がある。）

問1. 作業所の作業員の方が使っている安全帯の数を職種別にお教え下さい。



問2. 安全帯費用の元請と協力会社の負担割合についてお教え下さい。

全額元請負担	1	0.5%
一部元請負担（補助金）	3	1.5%
全額又は一部協力会社負担	97	48.7%
全額個人（作業員）負担	98	49.2%

問3. ハーネス型安全帯の使用する決定権はどこに（誰に）あるのでしょうか？

発注者からの指示	16	6.3%
職長からの指示	7	2.8%
協力会社からの指示	86	34.1%
元請からの指示（全社的な指示）	51	20.2%
元請からの指示（作業所としての指示）	41	16.3%
個人（作業員）の意思	51	20.2%

問4. ハーネス型安全帯を使っていない職種について、もっとも大きな理由をお教え下さい。

鳶工

値段が高いから	45	33.1%
作業効率が悪いから	35	25.7%
必要性を感じないから	36	26.5%
その他	20	14.7%

鉄骨工

値段が高いから	25	35.7%
作業効率が悪いから	14	20.0%
必要性を感じないから	19	27.2%
その他	12	17.1%

型枠大工

値段が高いから	28	15.6%
作業効率が悪いから	44	24.4%
必要性を感じないから	99	55.0%
その他	9	5.0%

鉄筋工

値段が高いから	26	15.1%
作業効率が悪いから	45	26.2%
必要性を感じないから	97	56.4%
その他	4	2.3%

仕上工

値段が高いから	16	12.1%
作業効率が悪いから	25	19.0%
必要性を感じないから	89	67.4%
その他	2	1.5%

設備工

値段が高いから	18	11.5%
作業効率が悪いから	31	19.7%
必要性を感じないから	99	63.1%
その他	9	5.7%

その他

値段が高いから	18	12.3%
作業効率が悪いから	30	20.5%
必要性を感じないから	90	61.7%
その他	8	5.5%

問5. ハーネス型安全帯を使用した場合の問題点は何ですか。

束縛感がある	71	16.2%
かさばる	94	21.4%
装着に時間がかかる	58	13.2%
重くて作業効率が悪い	91	20.7%
使用に慣れていないため作業効率が悪い	87	19.8%
その他（使ったことがないのでわからない）	38	8.7%

問6. ハーネス型安全帯に切り替えた理由は何ですか。

胴ベルトに比べて落下時の人体へのダメージが軽減されるから	94	51.9%
胴ベルトに比べて救出されるまでの間、無理な吊り下げ体勢にならないから	25	13.8%
抜け落ちる心配がないから	35	19.3%
自救が容易であるから	6	3.3%
その他	21	11.6%

問7. ハーネス型安全帯の問題点、改良要望事項はありますか？

強度を保って軽量化を図って欲しい	68	27.5%
装着に手間がかかるので、もう少し装着しやすくして欲しい	58	23.5%
装着時の金具による違和感の解消	43	17.4%
もう少し手頃な値段にして欲しい	65	26.3%
その他	13	5.3%

問8. ハーネス型安全帯の普及に向け、作業所で取り組んでいることがあれば教えて下さい。

危険体感教育等を通じてハーネス型安全帯の安全性を周知している	23
メーカーからカタログを取り寄せ、導入を働きかけている	7
まとめて発注することにより協力会社各社で購入するより安価で安全帯を提供している	3
工事（工種）により、ハーネス型安全帯を義務付けている	38
その他の取組事項	23

3.2〔専門工事業者（躯体・仮設・設備） 職長用〕

アンケートの回答率

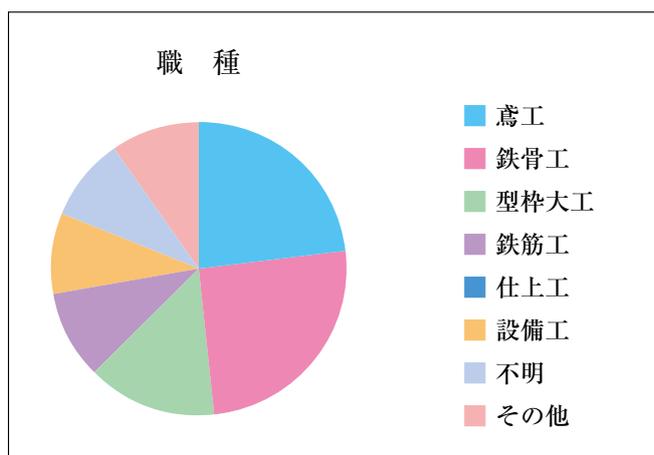
送付会社数（101社×5作業所）	505件
回答数	279件
回答率	55.2%

（複数回答があり、合計が279より多い場合がある。）

問1. あなたの職種、年齢、経験年数をお教え下さい。

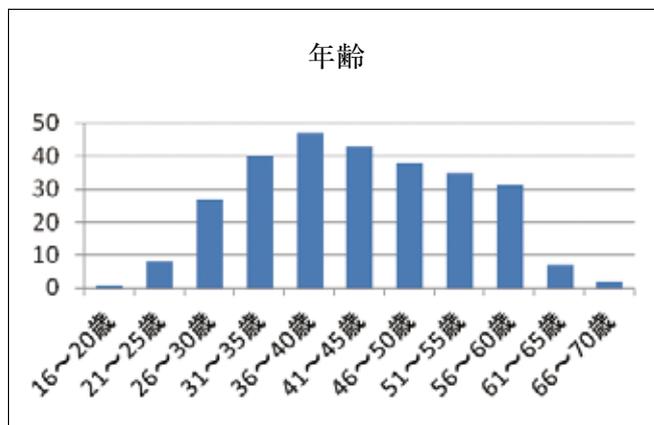
職種

鳶工	65	23.3%
鉄骨工	70	25.1%
型枠大工	40	14.3%
鉄筋工	27	9.7%
仕上工	0	0.0%
設備工	25	9.0%
不明	25	9.0%
その他	27	9.7%
（その他の内訳）		
圧接工	21	
溶接工	1	
橋梁工	2	
土工	1	
現場管理	2	



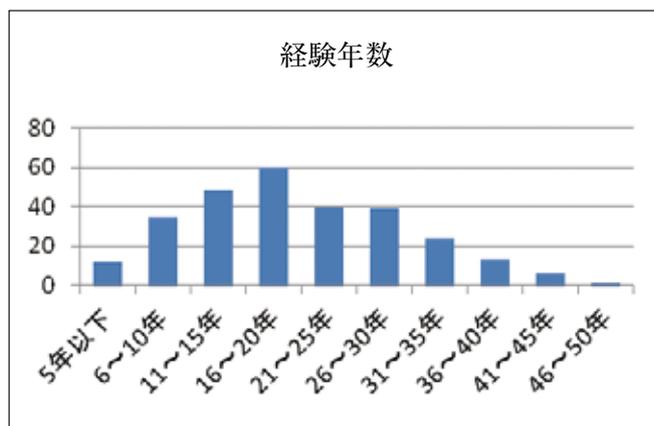
年齢

16～20歳	1	0.4%
21～25歳	8	2.9%
26～30歳	27	9.7%
31～35歳	40	14.3%
36～40歳	47	16.8%
41～45歳	43	15.4%
46～50歳	38	13.6%
51～55歳	35	12.5%
56～60歳	31	11.1%
61～65歳	7	2.5%
66～70歳	2	0.7%



経験年数

5年以下	12	4.3%
6～10年	35	12.5%
11～15年	49	17.6%
16～20年	60	21.5%
21～25年	40	14.3%
26～30年	39	14.0%
31～35年	24	8.6%
36～40年	13	4.7%
41～45年	6	2.2%
46～50年	1	0.4%



問2. あなたの主な作業内容をお教え下さい。

一般高所作業	258	82.7%
柱上作業	26	8.3%
垂直面作業	23	7.4%
傾斜面作業	5	1.6%

問3. 使用している安全帯の種類及び使用法をお教え下さい。

	胴ベルト型			ハーネス型
	ロープ式	巻き取り式	U字つり専用	
一丁掛け	17	89	1	3
二丁掛け	55	39	3	34
計	72	128	4	37
	29.9%	53.1%	1.6%	15.4%

問4. 安全帯費用の元請と協力会社の負担割合についてお教え下さい。

全額元請負担	25	9.0%
一部元請負担（補助金）	4	1.4%
全額又は一部協力会社負担	125	44.8%
全額個人（作業員）負担	125	44.8%

問5. ハーネス型安全帯を使っていない理由をお教え下さい。

値段が高いから	81	15.0%
束縛感があるから	63	11.7%
かさばるから	65	12.1%
装着に時間がかかるから	32	5.9%
重いから	47	8.7%
装着時の金具等による違和感があるから	33	6.1%
使用したことがないから	74	13.7%
普及が進んでいないから	37	6.9%
必要性を感じないから	86	16.0%
その他	21	3.9%

問6. ハーネス型安全帯を使用した場合の問題点は何ですか。

束縛感がある	92	18.1%
かさばる	83	16.3%
装着に時間がかかる	60	11.8%
重くて作業効率が悪い	85	16.7%
使用に慣れていないため作業効率が悪い	103	20.3%
装着時の金具等による違和感がある	45	8.9%
その他	40	7.9%

問7. ハーネス型安全帯に切り替えた理由は何ですか。

胴ベルトに比べて落下時の人体へのダメージが軽減されるから	26	44.8%
胴ベルトに比べて救出されるまでの間、無理な吊り下げ体勢にならないから	6	10.3%
抜け落ちる心配がないから	9	15.5%
自救が容易であるから	1	1.7%
その他	16	27.6%

問8. ハーネス型安全帯の問題点、改良要望事項はありますか？

強度を保って軽量化を図って欲しい	36	27.7%
装着に手間がかかるので、もう少し装着しやすくして欲しい	29	22.3%
装着時の金具による違和感の解消	27	20.8%
もう少し手頃な値段にして欲しい	30	23.1%
その他	8	6.2%

問9. ハーネス型安全帯を無料で提供されたらどうしますか？

使いたい	97	37.6%
使いたくない	161	62.4%

束縛感があるから	56	17.2%
かさばるから	47	14.5%
装着に時間がかかるから	32	9.8%
重いから	47	14.5%
装着時の金具等による違和感があるから	29	8.9%
使用したことがないから	33	10.2%
普及が進んでいないから	14	4.3%
必要性を感じないから	53	16.3%
その他	14	4.3%

問10. 安全帯を改造したことがありますか？

ある	10	3.9%
ない	248	96.1%

